

松江市告示第 609 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 396 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 12 月 28 日

松江市長 上定 昭仁

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
宍道農村環境改善センター	松江市宍道町上来待 206 番 地 5 株式会社きまち湯治村	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
松江市宍道農産物処理加工施設		